

平成29年度 第3回 富士見市都市計画審議会 会議録

会議日時	平成29年11月16日(木)					開会	午前	9時30分	閉会	午前	10時55分
会議場所	市長公室		出席者数		委員定数14名中 出席者10名						
出席者	委員	1号	会長	木内 芳 弘		2号	委員	上 杉 考 哉			
			委員	田 中 正 伸			委員	八 子 朋 弘			
			委員	山 田 道 成			委員	小 川 匠			
			委員	栗 原 昭							
		3号	委員			委員	梅 田 昌 照				
			委員			委員	世 羅 陽 一 郎				
			委員			委員	田 中 聰 行				
	臨時委員	なし		参考人		なし					
幹事	細 田 幸 雄										
事務局職員及び説明担当員	<b>【事務局職員(まちづくり推進部)】</b> 斉藤副部長、高橋まちづくり推進課副課長、會田主査 <b>【下水道課】</b> 新井課長、吉川副課長、厚澤副課長、関口主査 <b>【産業振興課】</b> 佐々木課長、村木副課長、吉田主事										
欠席委員	柳田 政男、千種 秀信、中澤 佳珠代、津波 信子										
議長	木内 芳 弘			担当書記		會 田 浩 司					
署名委員	会 長 委 員 委 員										

<b>会 議 事 項</b>	
<b>1 開 会</b>	細田 幹事
<b>2 会長あいさつ</b>	木内 会長
<b>3 市長あいさつ</b>	星野 市長
委員の出席状況報告。委員14名中10名の出席により、富士見市都市計画審議会 条例第6条第2項の規定に基づき、本日の会議が成立。	
富士見市都市計画審議会の会議の公開に関する取扱い要領に基づく傍聴者は、0名で あることを報告。	
市長から木内会長に対し、富士見市都市計画審議会への諮問書を提出。	
( 市 長 退 席 )	
<b>4 会議録署名委員の選出</b>	
富士見市都市計画審議会条例施行規則第8条第2項の規定により、会長が会議録 署名委員に「山田道成委員」と「世羅陽一郎委員」を指名。	
また、本会議は原則公開であることが会長から述べられ、会議の公開について審査を 行ったところ、非公開とする案件「なし」で進行することを了承。	
<b>5 議事</b>	
(1) 諮問	
①富士見都市計画下水道の変更について	
下水道課から「富士見都市計画下水道の変更について」別添資料により説明。	

## 会 議 事 項

### 質疑応答

委員：資料2の3. 下水管渠及び4. その他の施設について変更した点は。

担当：下水道の都市計画を変更する際には、1. 下水道の名称、2. 排水区域、3. 下水道管渠、4. その他の施設、5. 処理施設について、都市計画変更図書に記載する必要がある。今回の変更は、資料4新旧対照表（参考）のとおり、2. 排水区域の汚水の面積の変更であり、ご指摘の3. 下水道管渠及び4. その他の施設の変更はない。

委員：荒川右岸流域下水道中継ポンプ場区域が計画決定区域から、変更削除される理由は。

担当：荒川右岸流域下水道中継ポンプ場は、富士見市の公共下水道を介しての処理を行っていないため、今回の見直しと併せて、計画区域から削除するもの。なお、従前従後における数値的な影響はない。

委員：下水道整備の目標と成果指標について、整備率を成果指標としているのか又は普及率を成果指標としているのか。今後どちらを成果指標とすべきなのか。

担当：成果指標について、国の交付金を受け整備を進める中で、以前は普及率を成果指標としていたが、現在の整備計画では、整備率を成果指標として扱うようになっている。

委員：計画区域内は、整備率 100%として進めるのが前提だと思うが、どの程度の整備を想定し事業を進めているのか。

担当：田畑を含め一団の集落を面的に計画区域としているため、土地利用の状況から計画区域内のすべてが整備済となることはむずかしい。

委員：下水道管の老朽化に伴う対策について。

担当：下水道管の維持管理は定期的に点検を実施している。主要施設である別所雨水ポンプ場は、長寿命化計画を立て更新作業を進めている。また、管渠の耐用年数は、50年となっており、本市の管渠は耐用年数を過ぎていないが、来年度以降管渠の更新計画を策定し、計画的な更新を進めたい。

委員：地震による液状化や接続部分の破損が考えられるが、下水道管の耐震化については。

担当：市内の管渠は約 35 万mであり、そのうちの耐震化が図られているものは、約 69%となっている。これは、管渠について塩ビ管を使用することで耐震化を図っている。

## 会 議 事 項

また、マンホールについては、更新作業に併せて耐震化を図る。

会長：以上で質疑を終わります。諮問第1号富士見都市計画下水道の変更についてお諮りします。賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員賛成)

会長：挙手全員であります。従いまして、富士見都市計画下水道の変更については案のとおりに賛成することに決定いたします。

### ②富士見都市計画生産緑地地区の変更について

産業振興課から「富士見都市計画生産緑地地区の変更について」別添資料により説明。

### 質疑応答

委員：「平成29年富士見都市計画生産緑地地区変更概要書」概要図6番と10番には、農業従事者の故障等により一部解除になるが、解除にならない部分は営農を継続するということか。

担当：故障につきましては、その対象者が所有している生産緑地についての解除を行っている。残りの部分は、別の所有者が営農する。

委員：1つの生産緑地地区につき1人の営農者ではないという理解でよいか。

担当：そのとおりである。

委員：死亡による場合についても同様か。

担当：そのとおりである。

委員：解除された後に、市も買い取らないし農業に従事する方がいない場合は、所有者が自由に土地利用することになるのか。

担当：多くの場合、相続税を納付するために生産緑地を解除し、土地利用を図るケースがほとんどであると認識している。

委員：概要図3番と7番の関係で一部道路用地で買収されたことについて、道路幅員を拡幅する計画があったのか。

担当：道路幅員を拡幅する計画については、他部署が所掌している。

会 議 事 項	
委員：	拡幅計画のある道路については、生産緑地の解除を進めるという理解でよいか。
担当：	土地所有者の同意を得て拡幅していることから、公共用地として利用するため解除するものです。
委員：	道路拡幅に際し買収と採納の区分けについての基準はあるのか。
担当：	担当部署の資料に基づき買収・採納の記載をした。現道の幅員により買収又は採納となる基準に基づき対応している。
委員：	生産緑地地区の維持、保持は重要であると考えている。生産緑地の解除手続きは、買取申出や農業委員会等への斡旋の手続きがあり、手続き過程に時間を要するものと理解しているが、資料には開始時点の記載がないがいつから手続きをはじめたものであるのか。また、どのくらいの期間がかかるのか。
担当：	故障及び死亡について一番古い事案では、平成 28 年 7 月 29 日の事案であり、平成 28 年 10 月 28 日行為制限の解除となっている。その後、県知事協議等を経て本審議に提出している。手続きの関係で昨年の審議会に提出できなかった案件が最も古い案件となる。
委員：	故障の度合いの判断について
担当：	国土交通省令で定める故障を基準にしている。本市では、生産緑地法第 10 条に規定する農林漁業に従事することを不可能にさせる故障の認定に係る手続きに関する要綱を定め、面談、診断書や障がい者手帳などで判断し、生産緑地の解除手続きに入ることとしている。また、診断書については、客観的な判断を図るため、公的医療機関より発行された診断書の提出を求めている。
委員：	生産緑地地区は、農地を保全するという重要な意味合いがあると思うが、市は、どのように考えているのか。また、各部局に照会しても買取希望がない状況の中で各部局の計画との整合性がないと思われるがどのように考えているのか。
担当：	もともと生産緑地制度は、公共用地の確保という意味合いがあるため、各部局に照会している。また、担当としては、農地を保全するという意味合いについても理解をしている。最近では都市農業振興基本法が制定され、都市農地の新たな一面として、防災空間や観光農園等に生産緑地を活用する考え方もある。他方、生産緑地も

## 会 議 事 項

私有財産であるため、相続等で処分しなければならない場合もある。本市においては、指定から30年経過する平成34年に大部分の生産緑地の解除が想定される。生産緑地法の改正では、面積要件の緩和（500㎡から300㎡）や再指定期間を10年にするなどの改正が行われている。面積要件の緩和は、条例制定の必要があることから、農地の所有者の意見を伺いながら、再度、都市計画審議会や市議会においてご審議いただくこととなる。

委員：買取希望の流れについて

担当：産業振興課から市長部局及び教育委員会に買取の希望の照会を行う。希望がない場合は、農業委員会及び農協に農業従事者の斡旋をお願いしている。

委員：各部局に関わる公共施設を建てるための生産緑地の買取については、各部局において常に考えているのか。

担当：過去に集会所用地として買取を行ったケースはある。各部局においては、地形や立地などを含め検討しているものと考えている。現状では、道路の拡幅等で検討するケースがある。

委員：都市農業の振興という点で市は、どのように考えているのか。

担当：生産緑地の面積要件の下限を300㎡まで、引き下げることが条例を制定することで可能となったため、農業従事者の意見等を伺いながら生産緑地を保全しやすい環境を作ることも必要であると考えている。

会長：以上で質疑を終わります。諮問第2号富士見都市計画生産緑地地区の変更についてお諮りします。賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員賛成)

会長：挙手全員であります。従いまして、富士見都市計画生産緑地地区の変更について案のとおり賛成することに決定いたします。以上で本日の議事を終了いたします。

6 閉 会 細田 幹事